

命 令 書

申立人 太光繊維労働組合

被申立人 太光縫製有限会社

主 文

- 1 被申立人会社は、申立人組合の組合員に対し、組合からの脱退を勧奨して申立人組合の運営に支配介入してはならない。
- 2 被申立人は、本命令交付後7日以内に下記文言を縦1メートル、横2メートルの白色木板に明瞭に墨書し、被申立人会社の作業場入口附近の見やすい場所に7日間掲示しなければならない。

記

当社が、貴組合の組合員に対し組合からの脱退を勧奨したことは、不当労働行為であると徳島県地方労働委員会において認定されました。ここに陳謝するとともに、今後はかかる行為を繰り返さないことを誓約いたします。

昭和 年 月 日

(注 年月日は、文書を掲示した日を記載すること。)

太光繊維労働組合

執行委員長 A1 殿

太光縫製有限会社

代表取締役 B1

- 3 申立人のその余の請求は、これを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 申立人太光繊維労働組合（以下「組合」という。）は、昭和54年11月17日太光縫製有限会社の従業員64名によって結成された労働組合であり、徳島県民間産業労働組合連合会（以下「民労連」という。）を通じ、徳島県労働組合評議会に加盟し、本件申立時（昭和55年12月4日）における組合員数は15名である。

(2) 被申立人太光縫製有限会社（以下「会社」という。）は、肩書地（編注、徳島県羽ノ浦町）において、従業員約80名をもって紳士パジャマの縫製事業を営む会社である。

なお、この会社には昭和55年12月2日組合脱退者など40数名で結成されたゼンセン同盟タイコー労働組合（以下「新労」という。）があり、ゼンセン同盟徳島県支部（以下「ゼンセン同盟」という。）に加盟している。本件申立時における新労の組合員数は60数名である。

2 組合および新労結成前後の状況について

- (1) 昭和53年8月会社には現常務取締役B2が執行委員長となり、ゼンセン同盟に加盟した徳島県輸出縫製労組太光繊維支部があったが、従業員の多数の者はこの組合の存在を知らなかった。
 - (2) 昭和54年11月17日組合結成当日、組合役員らが会社と呼ばれ「会社としては、組合はない方がよい。つくるなら企業内組合にしてもらえないか。」という話があった。

同月19日ゼンセン同盟オルグが来社し、組合幹部に対しゼンセン同盟加盟を要請し、午後4時頃より会社が全従業員を招集した。その席でゼンセン同盟オルグが、ゼンセン同盟加盟を従業員に訴えた。同月23日組合は、民労連に加盟した。ゼンセン同盟加盟に賛成していた組合のC1委員長は、このため委員長を辞任した。そしてC1を中心として、昭和55年1月15日従業員約30名で親睦会が結成された。
 - (3) 昭和55年5月24日専務取締役B3、常務取締役B2および取締役B4が、親睦会の幹部ら10名余と会社食堂でビールなどを飲んだ。そこで組合は会社に対し上記のことを抗議したところ、会社はその非を認め謝罪した。
 - (4) 昭和55年7月20日頃立江公民館において専務取締役B3および取締役B4は、親睦会の幹部らと会合し、その場で会社側から夏期一時金について説明した後、組合が会社をつぶすという噂があるので、その対策として「今の組合から10人位脱退さすとゼンセンの組合がつかれる。」などということを話し合った。
 - (5) 昭和55年11月上旬頃、会社は朝礼のとき参集従業員に対し、民労連傘下の労働組合のある企業が倒産したということ、特に取り上げて話しをした。その後、会社の組合脱退工作が活発となった。
- 3 取締役B4（以下「B4」という。）による組合脱退工作について
- (1) 組合員A2（以下「A2」という。）に対する脱退工作について
 - ア 昭和55年11月29日昼休みに会社更衣室で、非組合員C2（以下「C2」という。）から「これ妹さんの服のサイズで分からんところがあるだろう。」とあって、脱退届の用紙を手渡された。A2が、その用紙を見ているとC2は「すぐつまえとき、ここへ日にちとA1さん（組合委員長）の名前を書いて出したら、いいだけじゃけんな。」と言って立去った。
 - イ 同年12月1日B4は、作業中のA2に対し「C2さんからもらったあれもう出したで、まだ出していないんだったら早う出しよ。遅くなると出しにくくなるでよ。このことは誰にも言わんように。」と言って脱退届の提出を促した。
 - ウ 同年12月7日C2はB4から「A2さんが迷ってるみたいなけん言うてあげ。」と言われたので、同日A2を訪問しA2に対し「組合をやめなさい。今A1さんに遠慮してついて行くことはない。A1さんも12月で首になる。」「組合をやめなかつたら本縫いのところへ行かされ、ついには会社をやめさされる。」などを話した。
 - (2) 組合員A3（以下「A3」という。）に対する脱退工作について

昭和55年11月28日A3は、会社で組合脱退者らからののしられ、午後会社を早退した。同日夜B4から「組合におつたら今日のことで分ったでしょう。」「3時の休憩のときA2さんとA4さんが脱退届を出したようだから、A3さんも考えなさい。」という内容の電話がかかってきた。
- 4 非組合員C3（以下「C3」という。）による組合脱退工作について

- (1) C 3は、組合結成当時は組合員であった。B 4が組合ができたため会社がつぶされるといって泣いているのを見て、組合結成後1か月位して脱退した。会社では進行係として、仕事の段取りをしており、従業員の配置換えの指示はC 3が行ない、後から常務取締役B 2またはB 4が追認する形で従業員に配転の指示をしていた。また、会社の人とよく酒を一緒に飲むので組合のことは何でも知っていると言っていた。
- (2) 組合員A 4（以下「A 4」という。）に対する脱退工作について
- ア 昭和55年11月25日以降C 3は、職場でA 4に対したびたび「いつまでも会社に来るんだったら組合を早うやめよ。先やりの組合活動しよる3人を首にする。あんたも組合についとったら損するから、やめなよ。」と言った。
- イ 昭和56年1月15日A 4宅でC 3は「今残っている組合員は悪いことをした組合員ばっかしやけん、いつまでも組合におったら嫁さんに行くカイ(差し障りの意)になる。」と言った。

以上の事実が認められる。

第2 判断及び法律上の根拠

1 B 4による組合脱退工作について

- (1) 組合は、B 4による組合脱退工作は、会社の組合に対する支配介入行為であると主張する。これに対し会社は、B 4が組合主張のごとき脱退工作をした事実はないと否認するので、以下判断する。
- (2) 会社役員B 4の組合員A 2およびA 3に対する組合脱退工作は、前記第1認定した事実3のとおりであり、これをくつがえすに足る疎明はない。さらに、前記第1認定した事実2のとおり、会社は同盟系の組合に好意をもち、総評系である申立人組合を嫌悪していることが認められる。B 4の組合員兩名に対する脱退工作は、組合を嫌悪し、組合の切崩れないし弱体化を企図した明らかな支配介入行為である。

2 C 3による組合脱退工作について

- (1) 組合は、会社の意を受けたC 3のA 4に対する脱退工作は、会社の組合に対する支配介入であると主張する。これに対し会社は、C 3の行為は、新労の組合員としての行為であり、会社は全く関知しない旨主張するので以下判断する。
- (2) 前記第1認定した事実4、(1)で認定したとおり、C 3は、組合が結成され泣いているB 4を見て組合を脱退していること、会社内では進行係として仕事の段取りを行っており、また、事実上従業員の配置換えの指示を行っていること、A 4に対し職場で組合脱退勧奨をしているのを会社は放任していること、会社の人とよく酒を飲むので組合のことは何でも知っている旨広言していたこと、などからして、C 3の行為は新労の組合員としての行為というより、会社の意を受けた行為であると推認せざるを得ず、会社が責を負うべき支配介入行為にあたるといわざるを得ない。

3 その他

組合は、会社の支配介入により組合員が脱退したために減収となった組合費相当額など合計80万円の支払いを会社に求めているが、これは一種の損害賠償を求めるものであり、労働委員会が判断すべきことがらではない。

また、組合は、謝罪文の新聞紙上への掲載を求めているが、主文のとおり会社内掲示で十分であると判断する。

よって、当委員会は、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条の規定により、主文のとおり命令する。

昭和56年4月16日

徳島県地方労働委員会

会長 小 川 秀 一